

構造・設備設計一級建築士の関与の義務化 及び県による構造計算適合性判定に係る説明会

日時：平成21年5月21日（木）
午後1時30分～4時30分
場所：浦添市てだこホール大ホール

1 開 会

2 挨拶 沖縄県土木建築部建築指導課長 當銘 健一郎

3 議 題

- (1) 構造・設備設計一級建築士制度の概要
国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐 大島敦仁
- (2) 構造・設備設計一級建築士の関与の適用について 県建築指導課 嘉手納
- (3) 県による小規模住宅の構造計算適合性判定について " 佐久川
- (4) 建築確認の円滑化対策等について " 内 間

4 閉 会

配布資料

- 議 題
- (1)
 - ・ 法適合確認 講習会テキスト（構造偏）
 - ・ 法適合確認 講習会テキスト（設備偏）
 - ・ 法適合確認に際して行う記名・押印等について／構造設計図書・設備設計図書に関する留意事項について
 - ・ パンフレット「構造設計一級建築士制度／設備設計一級建築士制度について」
 - (2)
 - ・ 構造設計一級建築士／設備設計一級建築士による法適合確認のポイント
 - (3)
 - ・ 構造・設備設計一級建築士の関与の適用について（県内）
 - ・ 沖縄県による構造計算適合性判定業務の実施について
 - ・ 沖縄県による構造計算適合性判定業務の実施について（追加資料）
 - (4)
 - ・ 建築確認の円滑化対策について
 - ・ 沖縄県図書省略大臣認定を活用した設計の募集について／沖縄県における構造計算適合性判定業務の円滑化に係る実態調査について
 - ・ 沖縄県図書省略大臣認定の改良について

参考資料

- ・ 法適合確認業務委託契約書（案）／法適合確認業務委託契約約款（案）
（構造設計に係る法適合確認業務）
- ・ 法適合確認業務委託契約書（案）／法適合確認業務委託契約約款（案）
（設備設計に係る法適合確認業務）

構造設計一級建築士／設備設計一級建築士

法適合確認に際して行う記名・押印等について

構造設計図書・設備設計図書に関する留意事項について

発行 一般社団法人 新・建築士制度普及協会

法適合確認に際して行う記名・押印等について

- 構造設計一級建築士／設備設計一級建築士が法適合確認を行った場合は、
 - ・ 法適合確認の対象となる構造設計図書／設備設計図書に
 - ・ 次の①又は②のいずれかを記載したうえで
 - ①その内容が構造関係規定／設備関係規定に適合することを確認したこと
 - ②その内容が構造関係規定／設備関係規定に適合することを確認できないこと
 - ・ 構造設計一級建築士／設備設計一級建築士である旨の表示をして記名、押印をする

ことが建築士法（以下、士法という。）において定められている。
- これに関し、例えば、構造設計図書／設備設計図書に「法適合確認欄」を設けることが考えられる。

（１）法適合確認欄

- 構造設計図書／設備設計図書の下端に設けられるプロジェクト名、図面の種類・番号、設計者氏名・押印、設計者が所属する建築士事務所名などを記す部分に並べて、「法適合確認欄」として以下の記載欄を設ける。
（以下は、設備設計一級建築士が法適合確認を行う場合を例として示す。）

①設備設計一級建築士の氏名等記入欄

設備設計一級建築士		
氏名	設備設計一級建築士証交付番号（注１）	印

②確認結果等記入欄

A 案

法適合確認結果等	
設備関係規定に適合することを	
<input type="checkbox"/> 確認した。	確認した範囲等（注２）
<input type="checkbox"/> 確認できない。	

B 案

法適合確認結果等
設備関係規定に適合することを確認した。（注３）
確認した範囲等（注２）

③備考欄（注４）

- (注1) 設備設計一級建築士証の交付番号を図面に記載することは、建築士法上必須ではない。
なお、法適合確認を行った設備設計一級建築士については、建築確認申請書第2面の設計者欄に一級建築士として記載を行うとともに、建築確認申請書第2面の備考欄に、氏名及び設備設計一級建築士証の交付番号並びに法適合確認を行った旨を記載する。
- (注2) 「確認した範囲等」の欄を設け、確認した範囲、確認できない理由等を記す部分を設けることも考えられる（注：建築士法上必須ではない）。
- (注3) 確認できない場合は、「確認した」を見え消しで抹消し、「確認できない」と記載する。
- (注4) 必要に応じ、備考欄を設け、設備設計一級建築士が補足事項、コメント等を記載する。
設備設計一級建築士が法適合確認に際して建築設備士の助言を受けた場合に、備考欄にその旨明らかにすることも考えられる。

(2) 法適合確認を行った図面等における責任範囲の明確化

- 構造設計一級建築士／設備設計一級建築士が法適合確認を行う場合、建築基準法において「設計者」として扱われるが、その責任は当該構造設計一級建築士／設備設計一級建築士が法適合確認を行う範囲に限定される。従って、構造/設備設計一級建築士が法適合確認を行い、設計図書に記名、押印を行う際には、当該構造/設備設計一級建築士の責任範囲が明確になる記載を行うことが望ましい。
- 構造設計一級建築士／設備設計一級建築士がその種類や専門分野ごとに分担して法適合確認を行う場合には、「法適合確認欄」に以下の記載を行う方法が考えられる。

①法規定の内容により分担する場合

「確認の範囲等」の欄や備考欄に、『ただし、建築基準法第〇〇条〇〇項・・・の規定（注：法適合確認を行う範囲を適宜記入）に関する事項に限る。』と記載する。

- ### ②一枚の図書が複数の図により構成されており、これらの図により分担する場合
- 「確認の範囲等」の欄に、『ただし、〇〇図（注：法適合確認を行う範囲を適宜記入）に関する事項に限る。』と記載する。

(参考) 自ら設計を行った場合の記名・押印等の方法

構造設計一級建築士／設備設計一級建築士が自ら設計を行った場合は、構造設計図書／設備設計図書に一級建築士である旨の表示をして記名、押印する（士法第20条第1項）とともに、構造設計一級建築士／設備設計一級建築士である旨の表示（士法第20条の2第1項）をする必要がある（「法適合確認欄」を設計図書に設ける必要はない）。

構造／設備設計図書（図面、仕様書）に設ける「法適合確認欄」のイメージ

（以下は、A案の場合を例として示す。）

○構造設計一級建築士が法適合確認を行う場合

法適合確認欄		構造設計一級建築士		法適合確認結果等		備考欄
氏名	構造設計一級建築士証交付番号	印		本図(仕様書)に記載された事項は、 構造関係規定に適合することを		
				<input type="checkbox"/> 確認した。 <input type="checkbox"/> 確認できない。	確認した範囲等	
				<input type="checkbox"/> 確認した。 <input type="checkbox"/> 確認できない。	確認した範囲等	
				<input type="checkbox"/> 確認した。 <input type="checkbox"/> 確認できない。	確認した範囲等	

○設備設計一級建築士が法適合確認を行う場合

法適合確認欄		設備設計一級建築士		法適合確認結果等		備考欄 (注) 意見を聴いた建築設備士の 氏名等を記載する。
氏名	設備設計一級建築士証交付番号	印		本図(仕様書)に記載された事項は、 設備関係規定に適合することを		
				<input type="checkbox"/> 確認した。 <input type="checkbox"/> 確認できない。	確認した範囲等	
				<input type="checkbox"/> 確認した。 <input type="checkbox"/> 確認できない。	確認した範囲等	
				<input type="checkbox"/> 確認した。 <input type="checkbox"/> 確認できない。	確認した範囲等	

[根拠：建築士法]

第20条の2

第1項 構造設計一級建築士は、第3条第1項に規定する建築物のうち、建築基準法第20条第1号または第2号に掲げる建築物に該当するものの構造設計を行った場合においては、前条第1項の規定によるほか、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

第2項 構造設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の構造設計を行った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法第二十条（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定及びこれに基づく命令の規定（以下「構造関係規定」という。）に適合するかどうかの確認を求めなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

第3項 構造設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造設計図書にその旨を記載するとともに、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

第4項 （省略）

第20条の3

第1項 設備設計一級建築士は、階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計を行った場合においては、第20条第1項の規定によるほか、その設備設計図書に設備設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。設備設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

第2項 設備設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の設備設計を行った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、設備設計一級建築士に当該設備設計に係る建築物が建築基準法第二十八条第三項、第二十八条の二第三号（換気設備に係る部分に限る。）、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条（消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備及び非常用の照明装置に係る部分に限る。）及び第三十六条（消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る。）の規定並びにこれらに基づく命令の規定（以下「設備関係規定」という。）に適合するかどうかの確認を求めなければならない。設備設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

第3項 設備設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該設備設計図書にその旨を記載するとともに、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

第4項 （省略）

構造設計図書・設備設計図書に関する留意事項について

1. 構造設計図書・設備設計図書について

(1) 構造設計図書について

「構造設計」とは、構造設計図書（基礎伏図、構造計算書その他の建築物の構造に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの）の設計（その者の責任において設計図書を作成すること）をいい（士法第2条第6項）、構造設計図書の内容は士法施行規則第1条第1項において、以下のとおり規定されている。

建築物	構造設計図書	備考
建築基準法第20条第一号・第二号に掲げる建築物（共通）	建築基準法施行規則第1条の3第1項表2および第4項表1の図書のうち、構造関係規定に係るもの	構造関係規定に関し、建築確認申請時に提出を行う図書
建築基準法第20条第一号の認定を受けた高さ60mを超える建築物	建築基準法施行規則第10条の5の21第1項の図書	構造方法の国土交通大臣認定を受けるために提出する図書
限界耐力計算、保有水平耐力計算（ルート3）、許容応力度等計算（ルート2）、令第82条・第82条の4の計算（ルート1）を行った建築物	建築基準法施行規則第1条の3第1項表3の図書	構造計算書一式
大臣告示に基づく上の各計算と同等の構造計算を行った建築物	建築基準法施行規則第1条の3第1項表3に準ずるものとして大臣が定める図書	構造計算書一式
注）型式適合認定を受けた建築物に係るものは除外される。		

(2) 設備設計図書について

「設備設計」とは、設備設計図書（建築基準法第2条第3号に規定する建築設備の各階平面図及び構造詳細図その他の建築設備に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの）の設計（その者の責任において設計図書を作成すること）をいい（士法第2条第6項）、設備設計図書の内容は、士法施行規則第1条第2項において、以下のとおり規定されている。

建築物	設備設計図書	備考
階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物	建築基準法施行規則第1条の3第4項表1の図書のうち、設備関係規定が適用される建築設備に係るもの	設備関係規定が適用される建築設備に関し、建築確認申請時に提出を行う図書

2. 留意事項

(1) 構造設計図書について

- 建築設備の構造安全性などに関する規定（建築基準法施行令第129条の2の4の規定）についても、構造関係規定として、構造設計一級建築士が設計又は法適合確認を行い、当該事項が明示される図書に、必要な記名、押印等を行う。
- なお、これに関し、仕様書（特記仕様書等）に以下の記載を行い、必要な記名、押印等を行う方法が考えられる。

[記載例]

令第129条の2の4の事項 ※ 設計が該当する場合には、□にチェックを記入する。

- ・ 建築物に設ける建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法による。
 - 建築設備（昇降機を除く。）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとする。
 - 屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること。
 - 煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支枠を設けたものを除き、90 cm以下とすること。
 - 煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5 cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25 cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。
 - 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、
 - 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
 - 建築物の部分を通り抜けて配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
 - 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
 - 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
 - 法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものについては、建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。

- 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状、寸法等についても、構造関係規定として、構造設計一級建築士が設計又は法適合確認を行い、当該事項が明示される図書に、必要な記名、押印等を行う。
- なお、この場合、当該事項が明示される図書がいわゆる意匠図（平面図、立面図、断面図等）である場合には、必要な記名、押印等を行った上で、「（ただし、構造関係規定に限る。）」等の記載を行い、責任範囲を明確化することに留意する必要がある。

(2) 設備設計図書について

- 自然換気、自然排煙を採用する場合などにおける開口部の位置、面積、中央管理室の位置等についても、設備関係規定として、設備設計一級建築士が設計又は法適合確認を行い、当該事項が明示される図書に、必要な記名、押印等を行う。
- なお、この場合、当該事項が明示される図書がいわゆる意匠図（平面図、立面図、断面図等）である場合には、必要な記名、押印等を行った上で、「（ただし、設備関係規定に限る。）」等の記載を行い、責任範囲を明確化することに留意する必要がある。



一般社団法人 新・建築士制度普及協会について

一般社団法人 新・建築士制度普及協会は、新しい建築士制度の普及等を目的として、平成21年1月に設立された法人です。

● 会 員

(社)日本建築士会連合会

(社)日本建築士事務所協会連合会

(社)日本建築家協会

(財)日本建築防災協会

(社)建築業協会

(社)日本建築構造技術者協会

(社)建築設備技術者協会

(社)日本建築学会

(財)建築技術教育普及センター

(財)建築行政情報センター

構造設計一級建築士／設備設計一級建築士による 法適合確認のポイント

1 法適合確認の対象となる規定

構造

- ◆ 構造関係規定（建築基準法第20条第1号、第2号の規定及びこれらに基づく命令の規定）に適合しているかを確認します。

設備

- ◆ 設備関係規定（下記規定及びこれらに基づく命令の規定）に適合しているかを確認します。

【建築基準法】

- ・ 第28条第3項
- ・ 第28条の2第3号（換気設備に係る部分に限る）
- ・ 第32条～第34条
- ・ 第35条（消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備及び非常用の照明装置にかかる部分に限る）
- ・ 第36条（消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造にかかる部分に限る）

（注1）これらに基づく命令の規定とは、政令、省令、告示であり、条例は含まれません。

（注2）消防法、ガス事業法等の建築基準関係規定は設備関係規定に含まれません。

2 法適合確認の方法（記名・押印等）

- ◆ 構造設計図書／設備設計図書（法適合確認を行い、記名・押印を行う）並びに関連する図書及び書類（審査用の図書・書類：建築士法省令に具体的に規定）を用いて、法適合確認を行います。
- ◆ 当該構造設計／設備設計に係る建築物が構造関係規定／設備関係規定に適合することを確認したときは、当該構造設計図書／設備設計図書にその旨を記載（適合することが確認できなかった場合は、確認できない旨を記載）し、構造設計一級建築士／設備設計一級建築士である旨の表示をして記名・押印を行います。
- ◆ また、確認を行う際に建築設備士の意見を聴いた場合は、その旨を明らかにすることが望ましいと考えられます。

3 法適合確認を行った構造設計一級建築士／ 設備設計一級建築士の責任

- ◆ 法適合確認を行った構造設計一級建築士／設備設計一級建築士は、原則として、その構造設計／設備設計について、当該確認を行う範囲内において、建築基準法上の設計者としての責任を負うほか、建築士として建築士法の規定の適用の対象となります。
- ◆ なお、法適合確認の方法は各々の構造設計一級建築士／設備設計一級建築士に委ねられています。これは、設計の方法が各々の設計者に委ねられているのと同様です。

(注) 設計図書間の整合性を確保することは、一義的には法適合確認を行う構造設計一級建築士／設備設計一級建築士ではなく設計者の責任となります。仮に構造設計図書／設備設計図書内に不整合があるなど、当該図書の法適合を確認できない場合は、「確認できない」旨を記載することとなります。

- ◆ ちなみに、法適合確認は関係規定への適合性の確認という点で建築確認審査と類似しており、従って、建築確認審査のチェックリストが参考になります。

4 建築確認審査における対応

- ◆ 構造設計一級建築士／設備設計一級建築士による設計への関与の義務づけがスタートするに際し、建築確認の審査内容には基本的に変更ありません。
- ◆ 設計、法適合確認のいずれの場合においても、構造設計一級建築士／設備設計一級建築士の関与の有無（対象建築物であるかどうか、記名・押印がなされているかどうか等）のみを追加的に審査することになります。

5 その他参考となる資料

法適合確認の実施に際し、参考となる以下の資料が作成されます。その他関連する資料も含め、詳しくは次のホームページをご覧ください。[参考：<http://www.icas.or.jp/>]

- ◆ 法適合確認講習会テキスト
- ◆ 法適合確認業務委託契約書（案）
- ◆ 法適合確認業務委託契約約款（案）
- ◆ 改正建築士法における構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の建築確認申請時の資格等の確認方法について（案）（日本建築行政会議 構造部会・設備部会作成）

構造・設備設計一級建築士の関与の適用について（県内）

- ① 平成 21 年 5 月 26 日以前に構造設計又は設備設計（構造設計等）を行った場合、その建築確認申請及び計画変更確認申請、軽微な補正、追加説明書等は、平成 21 年 11 月 26 日までに申請されたものについては構造設計一級建築士等の関与は要しない
- ② 追加説明書の作成は設計行為であるため、作成日が設計を行った日となり、注意を要する。（下表ケース 2,5,7）
- ③ 軽微な補正は設計行為でないため、補正した日付の確認は不要である。

	～ H21.5.26	H21.5.27 ～ H21.11.26	H21.11.27 ～	構造・設備設計一級建築士の関与			
				確認 ○	追加説明 △	計画変更 ●	追加説明 ▲
1	◎-x-▽-○-△-□	●-▲	-■	不要	不要	不要	不要
2	◎-x-▽-○-△-□	●-	▲-■	不要	不要	不要	要
3	◎-x-▽-○-△-□		●-▲-■	不要	不要	要	要
4	◎-x-▽	○-△-□	-■	不要	不要	不要	不要
5	◎-x-▽	○-△-□	▲-■	不要	不要	不要	要
6	◎-x-▽	○-△-□	●-▲-■	不要	不要	要	要
7	◎-x-▽	(x-▽) ○-	△-□	不要	要		
8	◎-x-▽	(x-▽)	○-△-□	要	要		
9		◎-x-▽-○-△-□ ●-	▲-■	要	要	要	要

◎ 構造計算等を行った日

× 事前審査受付

○ 確認申請受付

● 計画変更確認申請受付

◎ 計画変更確認申請受付

▽ 事前審査終了

△ 追加説明書提出

▲ 追加説明書提出

● 追加説明書提出

□ 確認済証交付

■ 計画変更確認済証交付

▲ は、ほとんど無いものと思われず。

は、ほとんどもでに行えば構造・設備設計一級建築士の関与は必要あり

ません。

ます。

事前審査願書

平成 年 月 日

特定行政庁又は確認検査機関 様

願出者(建築主)

印

申請場所	設計事務所名	
	代理者氏名	
用途	意匠担当者名	構造担当者名
	電話:	電話:
構造ルート:	FAX:	FAX:
備考	E-mail:	E-mail:

建築確認に係る事前審査をお願いします。

また、上記代理者に当該審査手続きを委任し、下記事項を遵守していることを誓約します。

記

- 事前審査を受けるものは、事前審査を行った審査機関に確認申請書を提出します。
- 事前審査の内容は建築基準関係規定に適合していることを、別添チェックリストにより確認しています。
- 確認申請は事前審査の結果を総合的に判断し、建築主又は代理者が自らの責任のもと、建築基準関係規定に適合させ提出します。
- 事前審査制度要綱(平成21年2月2日沖縄県建築行政連絡会議)の運用について承諾します。
- 構造・設備設計一級建築士の関与が義務づけられる建築物で、事前審査が平成21年11月26日までに終了しなかった場合は、構造・設備設計一級建築士の関与を行います。

以下審査機関記入欄なので、記入しないで下さい。

号建築物			
事前審査受付No:	受付日: 平成 年 月 日	意匠担当者:	
	現地確認日: 平成 年 月 日	構造担当者:	
消防同意 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	: 送付日 平成 年 月 日、同意日 平成 年 月 日 (第 号)		
浄化槽設置 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
中間検査 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
定期報告 <input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 対象(1・2・3・4・5・6・7・8)	用途()、規模(m ²)、EV、換気、排煙、非照明		
確認対象面積	m ²	円	構造適判対象面積
			m ²
			円
<small>※以下、沖縄建築確認検査センター欄</small>			
構造計算	m ²	円	天空率 ¥5,000 × = 円
交通費		円	階避難安全検証法 ¥5,000 × = 円
			全館避難安全検証法 ¥10,000 × = 円
			合計 円
業務期日の延長を求める協議書発送: 平成 年 月 日			

	最終確認日	サイン	備考
意匠担当	平成 年 月 日		
構造担当	平成 年 月 日		
建築主事等	平成 年 月 日		

沖縄県による構造計算適合性判定業務の実施について

平成21年5月21日

建築指導課

1. 概要

沖縄県における一般的なRC造の3階建て以下かつ500㎡以下の住宅(以下「小規模住宅」)の構造計算適合性判定を促進するため、(社)沖縄県建築士事務所協会(以下「事務所協会」)の協力を得て、平成21年度5月29日から2年間程度、沖縄県による、直接の小規模住宅の構造計算適合性判定(以下「適判」)を実施する。

2. 目的

審査方法の工夫や事務所協会の組織力の活用により、審査期間の短縮に努め、建築確認の円滑化を図る。

3. 判定業務の対象建築物

1 判定業務の対象建築物は、次の各号のいずれにも該当する建築物

(1) 地階を除く階数が3以下かつ延べ面積が500㎡以下の住宅(共同住宅、長屋及び兼用住宅も含む。)

(2) 次に定めるア又はイのいずれかの構造計算により計算を行った建築物

ア 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに規定する保有水平耐力計算又はこれと同等の国土交通大臣が定めた構造計算

イ 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに規定する許容応力度等計算又はこれと同等の国土交通大臣が定めた構造計算

(3) 法第20条第2号イ又は第3号イの規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性が確かめられた建築物以外の建築物

2 前項に関わらず、受注者が判定が困難と判断される対象建築物については、発注者と受注者で協議の上、当該対象建築物については判定を行わない。

4. 事前相談

事前相談は、平成21年5月22日～28日は沖縄県建築指導課(TEL:866-2413)で、5月29日以降は沖縄県建築士事務所協会(TEL:879-1311)で受付ます。

(参考)判定困難と判断される構造方法

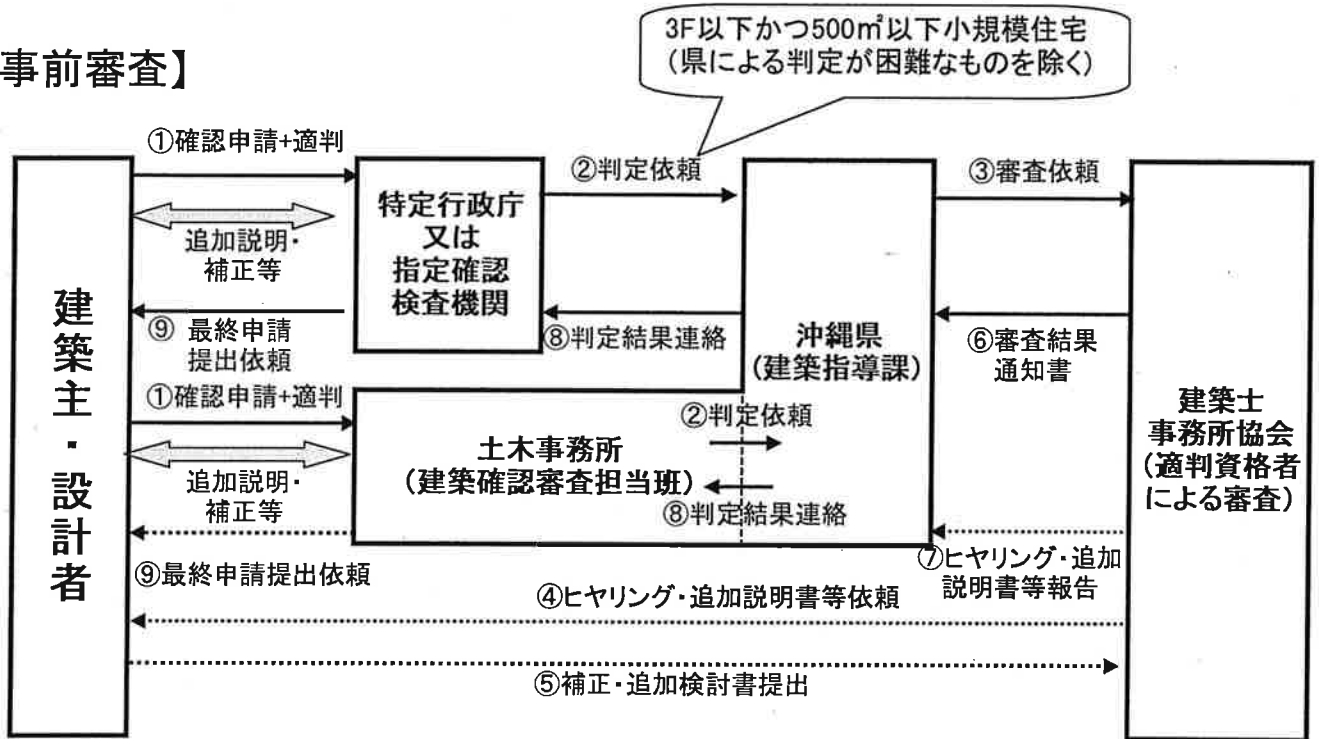
関連告示番号	構造名称	○判定可 ×判定不可
昭和58年建告1320号	プレストレストコンクリート造	×
平成13年国交告1025号	壁式ラーメン鉄筋コンクリート造	○
平成13年国交告1026号	壁式鉄筋コンクリート造	○
平成13年国交告第1540号	枠組壁工法又は木質プレハブ工法	○
平成13年国交告1641号	薄板軽量形鋼造	○
平成14年国交告410号	アルミニウム合金造	○
平成14年国交告463号	屋根版にシステムトラスを用いた建築物	○
平成14年国交告464号	コンクリート充填鋼管造	×
平成14年国交告666号	膜構造	×
平成14年国交告463号	鉄筋コンクリート組積造	○

■ 沖縄県による構造計算適合性判定業務の実施について

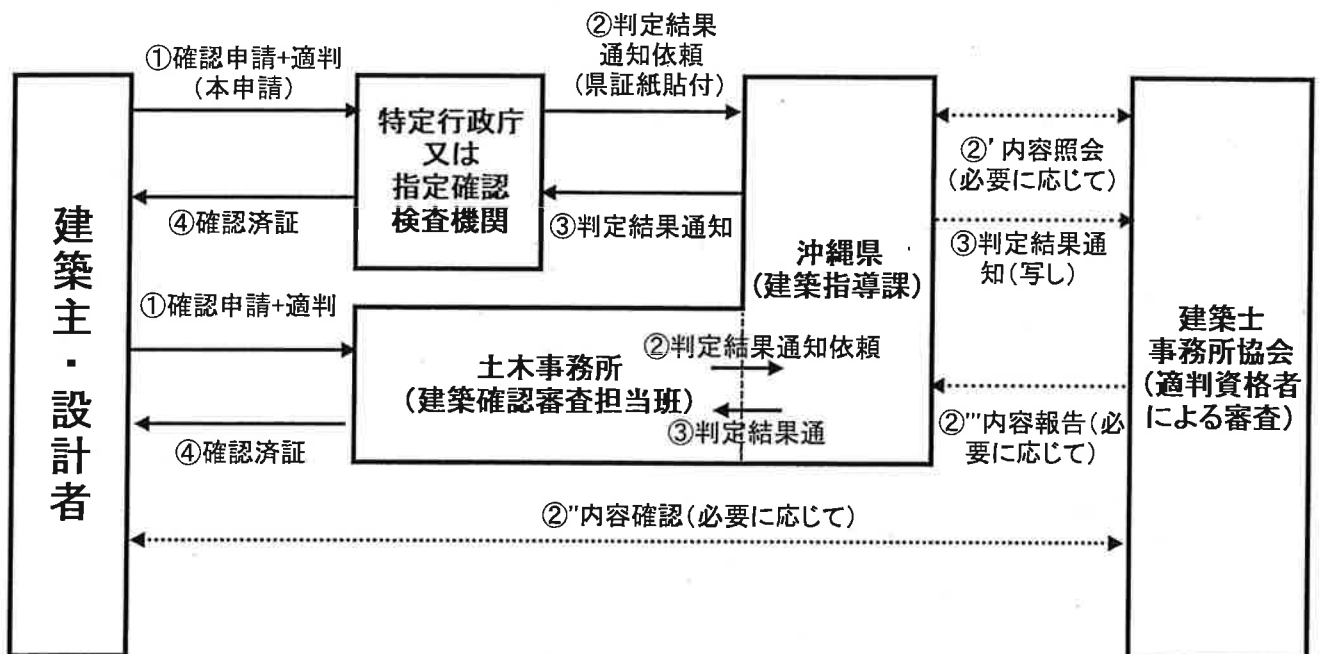
平成21年5月29日から2年程度、小規模住宅等(別紙)の構造計算適合性判定(以下「適判」)業務を県が行うこととなります。

県の適判の事務の流れは、以下のとおりです。

【事前審査】



【本申請】



【事前審査】

- ① 申請者が特定行政庁又は指定確認検査機関へ確認申請(適判含む)の提出。その後受付審査
- ② 建築主事等において必要な審査を行い、適判用申請図書等を添付の上、県建築指導課あて依頼、送付
※各特定行政庁又は指定確認検査機関が送付する場合、宅配による配送を検討中
- ③ 県建築指導課において、受付処理後、適判用申請図書に審査依頼文書を作成・添付の上、建築士事務所協会へ送付。その後、同協会にて適判審査
- ④ 必要に応じて設計者等にヒヤリング・追加説明書及び補正を求める。
- ⑤ 補正・追加検討書の提出
- ⑥ 審査結果の報告(建築士事務所協会 → 県建築指導課)、適判用申請図書も送付
- ⑦ 設計者等にヒヤリング・追加説明書及び補正を求めた場合は、審査結果報告と同時に県にその旨報告を行う。
- ⑧ 判定結果の連絡(県建築指導課 → 特定行政庁又は指定確認検査機関)
判定結果の連絡(県建築指導課 → 各土木事務所)
併せて、原本照合のため、特定行政庁等に適判用申請図書を送付
- ⑨ 適合である旨を通知し、最終申請書提出依頼(特定行政庁又は指定確認検査機関 → 建築主・設計者)
※事前審査段階で証紙が貼付されている場合は省略(本申請①へ)

【本申請】

- ① 申請者より確認申請(適判含む)の提出 手数料納入確認後、特定行政庁又は指定確認検査機関は本申請書を正式受理
- ② 建築主事等において必要なチェックを行い、特定行政庁又は指定確認検査機関は県証紙(手数料)を貼り付けた判定結果通知依頼書を県建築指導課へ提出(土木事務所は除く。)
- ②' 必要に応じ、委託者に内容を照会する。
- ②" 必要に応じ、設計者に内容確認を行う。
- ②''' 必要に応じ、設計者に内容確認を行う場合は、県にその旨報告を行う。
- ③ 判定結果通知の送付(県建築指導課 → 特定行政庁又は指定確認検査機関)
判定結果通知の送付(県建築指導課 → 各土木事務所)
判定結果通知(写し)の送付(県建築指導課 → 建築士事務所協会)
- ④ 確認済証の交付(特定行政庁又は指定確認検査機関 → 建築主・設計者)
" (各土木事務所 → 建築主・設計者)

建築確認の円滑化対策について

1. 現状

- ①建築確認件数は、10月417件、11月359件、12月411件、1月316件、2月353件、3月423戸であり、平成20年度の月平均確認件数375件は例年(H15～H19年月平均)の80%となっている。
- ②国が公表している建築動態統計調査によると新設住宅着工戸数は11月1383戸、12月1757戸、1月770戸、2月755戸、3月1314戸であり、平成20年度の月平均戸数1097戸は、例年の98%となっている。なお、住宅以外を含めた建築全体の床面積では、平成20年度は例年の105%である。
- ③構造計算適合性判定(ピアチェック)の実績は、平成20年度は2月までの月平均で約24件となっており、簡易な計算(壁設置が必要、ルート1)により、ピアチェックを逃れて構造計算を行う事例が増えている。

2. 今回の建築基準法改正による停滞の要因

- ①構造設計者の不足(確認申請が出来ない事態が一部で生じている、最大の要因)
- ②改正建築基準法(平成19年6月20日施行)の周知及び準備期間が短かった。
(政令平成20年3月、告示5月、構造関係技術基準解説書発行8月と遅れた。)
- ③構造計算プログラム開発の遅れ(7月末、構造計算業務が行えない)
- ④建築確認審査の厳格化(申請書作成や審査に時間がかかるなど)

3. 対策

- ①国への改善要請(平成20年5月14日の知事による大臣要請)
- ②本土の構造設計者を紹介する県事業の実施(受託者は沖縄県建築設計事務所協会、平成21年3月31日現在、本土紹介業者51、申込件数延べ106、契約数17)
- ③構造設計者の育成。国や関係団体と連携して、標準的な設計図書のひな型を作成(4パターン、住宅タイプ)し、研修会を実施した(4回開催)。構造設計1級建築士受験対策講座の開催(平成21年3月までに4回開催予定)
- ④事前審査制度の実施(平成19年6月20日から平成19年12月まで、平成20年3月まで、6月19日まで、さらに平成20年6月20日以降は当分の間まで延長した。審査期間短縮を図るため2月2日より法定期限に準じた審査期間の設定等を行っている。)
- ⑤図書省略大臣認定(第1弾、2階建、500㎡タイプ)を、平成20年3月28日付で取得し、その説明会を開催(4月から9月、11回)した。改良版(杭基礎、偏心基礎が可能)6月2日付け、再改良版平成21年3月31日付で認定される。
- ⑥図書省略大臣認定(第2弾、3階建て、2000㎡タイプ、適合性判定不要)を平成20年4月30日取得し、5月に、その説明会を開催(3回)した。改良版平成21年3月31日付で認定される。
- ⑦審査体制の強化。沖縄県建設技術センター及び沖縄建築確認検査センターにおいて常勤1名確保、1万㎡以上へ審査範囲拡大(建設技術センター、平成20年5月1日より)、1万㎡以下審査範囲拡大(日本建築センター、日本建築総合試験所、平成20年6月2日より実施)、指定構造計算適合性判定機関の追加指定(日本ERI、ビューローベリタスジャパン、10月1日より)
- ⑧わかりやすいチェックリストの活用(平成20年7月10日以降、事前審査に添付を義務づける)
- ⑨改正建築基準法の説明会開催(平成19年12月までに7回開催)
- ⑩県外から招聘した構造技術者を配置した沖縄県建築設計サポートセンターを設立し、構造技術者育成や構造計算の実施を図る。(平成20年10月21日開所)、平成21年4月30日までの相談件数96件、構造計算委託14件
- ⑪平成21年4月1日より建築確認申請における市町村経由の廃止
- ⑫平成21年5月29日より3階建て以下かつ500㎡以下の住宅のピアチェックを県が実施する。

改正建築士法の円滑な施行について

1 現状

平成21年5月27日以降、確認申請を行う際には、ある一定規模以上の建物について、構造設計・設備設計一級建築士による設計又は法適合確認を受けることが義務化される。

なお、5月26日までに設計完了したものについては半年間の猶予が認められて、11月26日までは法適合確認が免除される。

(1) 構造設計一級建築士

① 対象建築物

高さ20m以上の鉄筋コンクリート造、4階建て以上の鉄骨造などの建築物

② 対象建築物数

県内の構造計算適合性判定の対象建築数と同程度として推計

平成20年4月～平成21年2月 までの平均 24件

最大 20年10月 44件(一人月2件法適合確認すると22人必要)

③ 県内の構造設計一級建築士の数 40名

(2) 設備設計一級建築士

① 対象

3階建て以上、かつ5千㎡以上の建築物

② 対象建築物数

国の調査によると18年度実績で、年33件あり。

月平均3件(一人月2件法適合確認すると2人必要)

③ 県内の設備設計一級建築士の数 26名

以上のように構造設計・設備設計一級建築士の数は数字上は足りている状況にある。

2 課題

法適合確認は責任が伴うため、自ら設計を行わない場合、法適合確認の業務を引き受けない資格者も出てくる可能性がある。

3 対策

(1) 国により、中央・都道府県建築設計サポートセンターが設置されて、県内外の構造設計・設備設計一級建築士や協力設計事務所(新・建築士制度普及協会のHPにて公開)の紹介等が行われ、県内では沖縄県建築士事務所協会が実施している。

平成21年5月15日現在の協力事務所:(構造)県内4社、県外25社

(設備)県内2社、県外3社

(2) 国や建築関係団体と連携して、資格取得試験の県内への誘致を行い、実現した。(試験:構造3/8、設備3/15に実施)

(3) 資格取得者を増やすための試験対策講習会の開催(昨年度3回実施、今年度も実施予定)

(4) 沖縄県建築設計サポートセンターにおける法適合確認の実施

住宅・建築物安全ストック形成事業（アスベスト対策促進事業分）

(1) 対象地域：全国

(2) 補助対象事業者

地方公共団体、都市再生機構、民間事業者等

(3) 補助内容等

①計画的実施の誘導

補助対象：住宅・建築物に係るアスベスト対策のための計画的実施の誘導に関する事業

②調査、除去等

対象	調査	除去等
対象建築物 (全てに該当する建築物)	以下の全てに該当する建築物 ・吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物 ・学校等の公的施設については、国による他の補助対象となっていないものに限る。	
補助内容	対象建築物の所有者等が行う吹付け建材について、アスベストの含有の有無を調べるための調査に要する費用(データベース作成費用を含む。)	対象建築物の所有者等が行う吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用(調査設計計画費 ^{※1} 、附帯事務費、除去工事に必要な補償費 ^{※2} 、建築物の除却費 ^{※3} を含む。) ※1 複数の施設を含む地域単位の事業計画策定を行う場合を含む。 ※2 特定行政庁からのアスベスト除去等の勧告を受けたものに限る。 ※3 アスベスト対策費用相当額を限度とする。

③モデル事業

実際の建築物におけるアスベストの有無の調査の実施と検証、アスベスト除去・封じ込め等工事の実施と検証、成果等の普及活動を行うモデル事業に要する費用について補助

(4) 補助率

- ・ 計画的実施の誘導：1/2 (直接補助)、1/3 (間接補助)
- ・ 調査：定額補助(直接補助、間接補助。限度額は、原則として25万円/棟)
- ・ 除去等：1/3 (直接補助、間接補助)
- ・ モデル事業：定額補助(直接補助、間接補助)

特殊建築物の定期報告制度について

沖縄県建築指導課

1 定期報告制度とは

建築物の中でも学校、病院、公会堂、百貨店、マーケット、キャバレー、遊技場、旅館、ホテル、劇場、映画館、観覧場、ポーリング場、共同住宅などの不特定多数の人々が利用するもの(このような建築物を「特殊建築物」といいます)は、いったん、地震、火災などの災害が起こると大惨事を引き起こすおそれがあります。

このような危険を防ぎ、建築物を安全で快適に使い続けるためには、私たちが健康診断を受けるように、建築物についても定期的に点検を受ける必要があります。

そのため、建築基準法では多くの人々が利用する建築物等について、その所有者や管理の権限を有する方が、定期的に専門の技術者に安全性を調査及び検査させ、その結果を沖縄県へ報告するように定めています。

これが「定期報告制度」であり、建築物の所有者及び管理者の社会的な責任として、災害の防止に努め、利用者の安全を図っていただくための制度です。

なお、沖縄県は那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市及びうるま市以外の区域について、対象となる建築物等を定めております。(那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市及びうるま市の区域については各市にお問い合わせください。)

2 定期報告制度の見直し

平成18年6月の東京都港区の公共賃貸住宅のエレベーターにおける死亡事故、昨年5月の大阪府吹田市の遊園地のコースターにおける死亡事故等、エレベーターや遊戯施設の事故が相次ぎ、いずれも建築基準法第12条に基づく定期検査報告が適切に行われていなかったことが事故につながった可能性が指摘されているため、平成20年4月1日より、国の定期報告制度が以下の様に見直しされました。

このため、沖縄県においても平成20年4月1日より、国の定めた報告書様式、調査・検査の項目、方法、基準により報告を行って頂くことになりました(詳細は県のホームページを参照して下さい)。

3 今年度に報告が必要な建築物等

別紙1参照

4 定期報告の提出時期

- ・建築物及び建築設備 報告が必要な年の4月1日から12月20日まで
- ・昇降機等及び遊戯施設等 毎年4月1日から12月20日まで

5 定期報告の提出先

別紙2参照

別紙1 定期報告を要する建築物（県庁の場合）

用途	規模		報告時期	
	現行	変更	現行	変更
劇場、映画館又は演芸場	$F' \geq 3$ 、 $A' \geq 200 \text{ m}^2$ 又は 主階が1階にないもの	$F' \geq 3$ 又は $A' \geq 200 \text{ m}^2$	毎年	H19年、H22年、H25年…以下3年毎
観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	$F' \geq 3$ 又は $A' \geq 200 \text{ m}^2$		毎年	H19年、H22年、H25年…以下3年毎
旅館又はホテル	$F \geq 3$ 又は $A \geq 300 \text{ m}^2$		毎年	H19年、H22年、H25年…以下3年毎
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が 10 m^2 以下のものを除く。）	$F \geq 3$ 又は $A \geq 500 \text{ m}^2$		毎年	H20年、H23年、H26年…以下3年毎
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）老人ホーム又は児童福祉施設等	$F \geq 3$ 又は $A \geq 300 \text{ m}^2$		2年毎	H21年、H24年、H27年…以下3年毎
学校又は体育館	$F \geq 3$ 又は $A \geq 2000 \text{ m}^2$		2年毎	H20年、H23年、H26年…以下3年毎
共同住宅又は寄宿舎	$F \geq 3$ かつ $A \geq 1000 \text{ m}^2$	$F \geq 5$ かつ $A \geq 1000 \text{ m}^2$	3年毎	H21年、H24年、H27年…以下3年毎
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、水泳場又はスポーツの練習場	$F \geq 3$ 又は $A \geq 2000 \text{ m}^2$		3年毎	H21年、H24年、H27年…以下3年毎

注

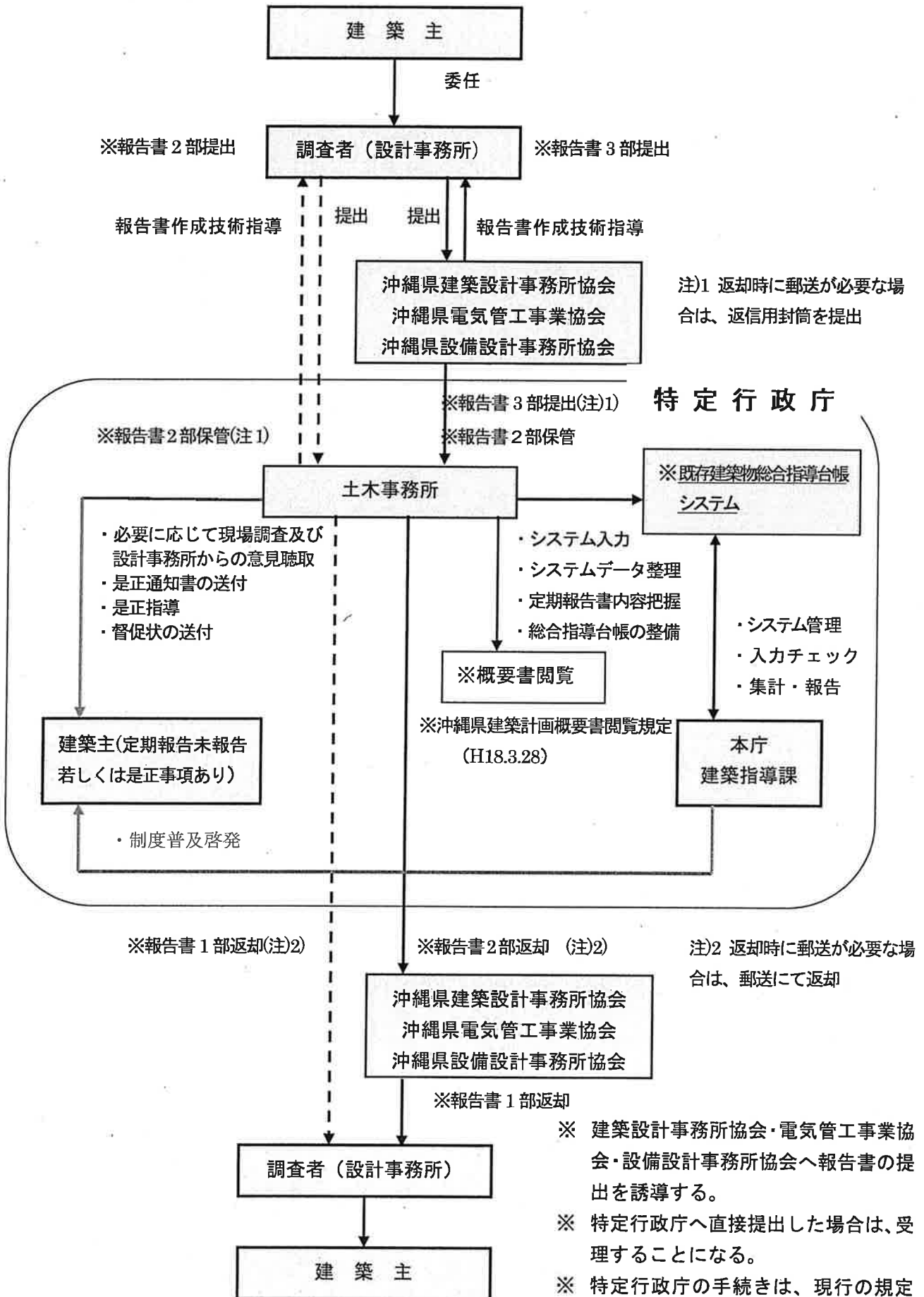
- $F \geq 3$ (5)は、3 (5)階以上の階でその用途に供する部分（ 100 m^2 以下のものは除く）を有するものを、 $F' \geq 3$ は、3階以上の階でホール又は客席部分の用途に供する部分（ 100 m^2 以下のものを除く）を有するものを、 A はその用途に供する部分の床面積の合計を、 A' はホール又は客席部分の床面積の合計をそれぞれ示す。
- 2以上の用途及び規模の区分に該当する複合建築物の報告時期は、それぞれの用途に供する部分の床面積が最大の用途の区分の報告時期とする。

※建築設備（上記対象建築物に設けられたものに限る。）及び昇降機については、従来どおり毎年報告が必要になります。

定期報告制度取組体制（平成 21 年 4 月より）
（県の場合）

別紙 2

H21. 4 月



沖縄県図書省略大臣認定を活用した設計の募集について

平成21年5月21日

沖縄県建築指導課

1. 概要

沖縄県図書省略大臣認定を活用した設計を募集し、設計書等の公開を行うことにより、図書省略大臣認定の普及を図る。また、応募された設計者等にたいして、沖縄県建築設計サポートセンターから、設計書の公開等を条件に1件あたり10万円を情報提供協力金として支払う。

2. 募集について

(1) 設計の要件について

- ・沖縄県図書省略大臣認定を活用した設計で、建築確認を受けたもの

(2) 募集数について

- ・先着順とし、第1弾、第2弾を含めて総計20件とする。ただし、採用にあたっては、既に応募された設計と同じ内容となっていないか等の選考を行うこととする。

(3) 応募期間について

- ・平成21年5月29日～平成22年3月31日

(4) 設計の公開について

- ・応募された設計は、個人情報を除きHP等による公開が可能なことを前提とする。

(5) 事前相談について

- ・応募に関する相談等は、平成21年5月22日より別添様式4により沖縄県建築設計サポートセンターにてFAXで受け付けます。

3. 応募に必要な図書

- (1) 応募書（別添様式1）
- (2) 情報公開承諾書（別添様式2）
- (3) 配置図
- (4) 平面図
- (5) 立面図
- (6) 断面図
- (7) 構造図1式
- (8) 構造計算書1式
- (9) 建築確認済証の写し
- (10) 請求書（別添様式3）
- (11) その他

4. 応募先

特定非営利活動法人 沖縄県建築設計サポートセンター

TEL：098-879-1020 FAX：098-879-1026

沖縄県における構造計算適合性判定業務の円滑化に係る

実態調査について

平成21年5月21日

沖縄県建築指導課

1. 概要

沖縄県における構造計算適合性判定業務で適合性判定を受けた小規模住宅（地階を除く階数が3以下かつ延べ床面積が500㎡以下の住宅（併用住宅、共同住宅、長屋含む））について、構造計算、判定時の指摘、設計の概要を実態調査することより、同業務の運用改善及び円滑化を図り、もって県内における小規模住宅の構造計算適合性判定の促進及び円滑化を図ることを目的とする。

応募された設計者等に対して、沖縄県建築設計サポートセンターから、設計書の公開等を条件に1件あたり10万円を情報提供協力金として支払う。

2. 募集について

(1) 要件について

- ・沖縄県の構造計算適合性判定を受け、建築確認を受けたもの

(2) 募集数について

- ・先着順とし、総計50件とする。

(3) 応募期間について

- ・平成21年5月29日～平成22年3月31日

(4) 設計の公開について

- ・応募された設計は、個人情報を除きHP等による公開が可能なことを前提とする。

(5) 事前相談について

- ・応募に関する相談等は、平成21年5月22日より別添様式4により沖縄県建築設計サポートセンターにてFAXで受け付けます。

3. 応募に必要な図書

- (1) 応募書（別添様式1）
- (2) 情報公開承諾書（別添様式2）
- (3) 配置図
- (4) 平面図
- (5) 立面図
- (6) 断面図
- (7) 構造図1式
- (8) 構造計算書1式
- (9) 建築確認済証の写し
- (10) 請求書(別添様式3)
- (11) その他

4. 応募先

特定非営利活動法人 沖縄県建築設計サポートセンター

TEL：098-879-1020 FAX：098-879-1026

沖縄県図書省略大臣認定の改良について

平成21年5月21日

沖縄県建築指導課

沖縄県では、図書省略大臣認定第1弾（2階建て）及び第2弾（3階建て）につきまして、関係機関から改良の要望がありました主要な項目につきまして、住宅供給公社にご協力いただきまして、以下のとおり改良を行いました。

今後、具体的な改良内容等について近々説明会を開催する予定となっております。

【1】沖縄県RC住宅（2階建て）追加・変更内容

- ①延床面積、各階床面積を 500 m² ⇒ 750 m²に拡大
- ② 固定荷重の見直し、部材断面の見直し 一部固定荷重の範囲を大きめに変更、柱や梁等の部材断面の見直し
- ③ 純ラーメン構造で偏心の大きい建物でも設計可能な部材リストを新たに設定
- ④ 構造スリットを設けない、「壁付きラーメン構造」による設計を行うためのルールを新たに設定
- ⑤ 建物本体から外側にはみ出した（オーバーハングも可能な）居室として利用できる躯体バリエーションとして「フレーム外区画」を追加
- ⑥ 階高範囲について、階高の最小値をより小さい値に変更 最小値3500mm ⇒ 3200mm
- ⑦ 勾配屋根の仕様追加及び屋根勾配範囲の拡大 2.5 寸勾配⇒4.5 寸勾配
- ⑧ 柱に取り付く梁の寄り方向の規定を緩和
- ⑨ 外壁や内壁等にコンクリートブロック造壁の先積み工法による設計仕様を追加
- ⑩ 1階床及び片持ち床の仕様追加 構造スラブを追加。片持ち床の出寸法を1.5mを追加
- ⑪ 建物本体と一体で設計する外階段の標準仕様を追加
- ⑫ 小型の高架水槽（1 ton タンク）の標準仕様を追加

【2】沖縄県RC住宅（3階建て）追加・変更内容

- ① 1階の階高範囲について、階高の最小値をより小さい値に変更 3300mm ⇒ 3000mm
- ② 1階床の仕様として、構造スラブを用いた仕様を追加

※改良版の認定書は住宅供給公社ホームページに掲載されています。